プロジェクト	IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発
項目	レジリエンスの評価

Ⅰ．本資料の目的

1. 当委員会は、2024 年 3 月 29 日に、次の公開草案（以下あわせて「本公開草案」という。）を公表した。

   (1) サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下「適用基準案」という。）

   (2) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 1 号「一般開示基準（案）」（以下「一般基準案」という。）

   (3) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 2 号「気候関連開示基準（案）」（以下「気候基準案」という。）

2. 本公開草案のコメント期間は 2024 年 7 月 31 日までであり、本公開草案に対して 100 通を超えるコメントが寄せられた。

3. 本資料は、本公開草案に寄せられたコメントのうち、レジリエンスの評価に関する検討を行うことを目的としている。

Ⅱ．事務局による提案の要約

4. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 67 項から第 70 項参照）。

   (1) レジリエンス及び気候レジリエンスに関して、関連する IFRS サステナビリティ開示基準（以下「ISSB 基準」という。）の要求事項をすべて取り入れるという、本公開草案の提案（後述の第 5 項参照）を変更しない。**（本公開草案から変更なし）**

   (2) 本公開草案において提案していた、レジリエンスの評価の頻度に関する定め（後述の第 6 項参照）については、本公開草案から削除する。**（本公開草案から変更あり）**

   (3) 上記(2)の代わりに、補足文書又は解説記事において、一般基準案第 26 項及び同ただし書きの記述に基づき、レジリエンスの評価の頻度に関して参考となる情報を提供する。

(4) 本公開草案の表現では趣旨が明確ではない可能性がある次の項目について、確定基準の文案を検討する段階で、結論の背景の表現の見直しを検討する。**（本公開草案から変更あり）**

① 一般基準におけるレジリエンスの評価の対象（後述の第 14 項参照）

② サステナビリティ関連のリスク及び機会が戦略及び意思決定に与える影響の開示とレジリエンスの評価結果の開示との関係（後述の第 45 項及び第 46 項参照）

③ 気候関連のリスク及び機会が戦略及び意思決定に与える影響の開示と気候レジリエンスの評価結果の開示との関係（後述の第 50 項及び第 51 項参照）

④ 気候関連のシナリオ分析に関連する定めの間の関係（後述の第 55 項から第 58 項参照）

Ⅲ．本公開草案における提案

5. 本公開草案では、レジリエンス及び気候レジリエンスに関して、関連する ISSB 基準の要求事項をすべて取り入れている。

6. そのうえで、ISSB 基準にはない定めであるものの、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ 基準」という。）を適用するうえで有用と考えられたため、一般基準案において、レジリエンスの評価の頻度に関する次の定めを置くことを提案している（一般基準案第 26 項）。

(1) レジリエンスの評価は、原則として、報告期間ごとに実施しなければならない。

(2) ただし、当委員会が公表する他のテーマ別基準において具体的な定めが存在せず、かつ、レジリエンスの評価結果について、前報告期間における評価結果と大きく相違しないことが見込まれる場合、前報告期間におけるレジリエンスの評価結果に基づき開示を行うことができる。

Ⅳ．寄せられたコメントの分析

（１）用語の定義について

（寄せられたコメント）

「シナリオ分析」を「企業レジリエンス評価」に修正したうえで定義すべきとのコメント

7. 本論点に関して、その他の利害関係者（個人）から、次のようなコメントが寄せられた。

(1) 用語の定義に「シナリオ分析」を加えるべきである。また、用語は「企業レジリエンス評価」に変更すべきである。一般に「シナリオ」という単語は多義的に用いられており、混乱を生じさせる。本公開草案における「シナリオ分析」は、気候基準案第 30 項等にあるとおり、その性質は気候レジリエンスの「評価」である。要求される内容が、「合理的で裏付け可能な情報」（気候基準案第 34 項）を考慮した評価・分析であることを、用語の定義において明確にすべきである。

（事務局による分析）

8. 「シナリオ分析」は、一般基準案第 5 項(1)において、「不確実性がある状況下で、将来の事象の結果の考えられる範囲を識別し、評価するためのプロセスをいう」と定義している。また、気候基準案第 8 項(1)において、一般基準案に定義している意味で気候基準案においても「シナリオ分析」の用語を使用している旨を定めている。

9. また、気候基準案は、気候関連のシナリオ分析に基づき、気候レジリエンスを評価しなければならないとしている（気候基準案第 30 項）。気候基準案では、「気候関連のシナリオ分析」の概念と「気候レジリエンスの評価」の概念を区別しており、「気候関連のシナリオ分析」は、企業を取り巻く環境に関する事象を考慮して分析するものとし、「気候レジリエンスの評価」は、企業自身の状況を考慮して評価を行うものとしている（気候基準案 BC74 項）。

10. したがって、本公開草案におけるシナリオ分析の性質は気候レジリエンスの評価であるとの指摘（本資料第 7 項(1)参照）は、必ずしも当たらないと考えられる。このため、本論点については、サステナビリティ開示基準の最終化にあたり、本公開草案の記載を変更しないことが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
用語の定義に関する分析（本資料第 8 項から第 10 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

（２）レジリエンスの評価の対象について

（寄せられたコメント）

11. 本論点に関して、作成者から、次のようなコメントが寄せられた。

(1) 一般基準案第 24 項及び BC47 項に関して、すべてのサステナビリティ関連のリスク

に対してレジリエンスの評価をすることは困難であると考える。レジリエンスの評価についても、適用基準案第 24 項の重要性の原則が適用される点を明確にすべきである。

(2) 一般基準案第 16 項から第 28 項までの記載では、すべて若しくは重要性があるサステナビリティ関連の財務的影響やレジリエンスについて開示する必要があるか否かが不明確である。開示が必要な場合、すべて若しくは重要性があるサステナビリティ関連のリスクの財務的影響の総和を開示することでよいか。

（事務局による分析）

12. 一般基準案では、レジリエンスの評価は、短期的には日常的なリスク管理プロセスを通じて、また、中期的又は長期的には、中長期的な経営計画の策定プロセスを通じて識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会に対し、企業の戦略及びビジネス・モデルの調整が必要かどうかについて評価することと説明している（一般基準案 BC47 項）。

13. 一般基準案の前提となる適用基準案では、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク、すなわち、短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスクを識別することを求めている（適用基準案第 4 項(5)及び第 40 項）。これは、サステナビリティ関連財務開示において、すべてのサステナビリティ関連のリスクに関する情報を提供するのではなく、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスクに関する情報を提供することを意図している。

14. したがって、一般基準案は、本資料第 11 項(1)及び(2)のコメントで懸念されているように、すべてのサステナビリティ関連のリスクに対してレジリエンスの評価を行うことを想定してはいない。

15. この点、本公開草案の表現では、上記の点が明確ではない可能性があるため、確定基準の文案を検討する段階で、結論の背景の表現の見直しを検討することが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
レジリエンスの評価の対象に関する分析（本資料第 12 項から第 15 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

（３）レジリエンスの評価を原則として報告期間ごとに実施しなければならないとする定めについて

（寄せられたコメント）

16. 本公開草案に対しては、主として利用者から、次のように、ISSB 基準との間で差異を設けるべきではないとのコメントが寄せられた。

(1) 国際的な企業間比較の観点や、複数の国際的な基準に対応することの実務的な負担を避けるためにも、我が国において ISSB 基準と異なる開示要件が求められることは、望ましくないと考える。本公開草案や今後開発されるテーマ別基準を含め、可能な限り ISSB 基準に一致させるべきである。

(2) 我々は、次の理由から、公表されているすべての ISSB 基準（現在は IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）及び IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。））を完全に採用することを推奨する。

① 「グローバル・ベースライン」は、企業における報告の負荷を低減する。

② 投資者は、顧客の利益に資する投資判断を行うために、サステナビリティ関連の重要性がある情報を要求している。

③ ISSB 基準は、グローバルな投資者の情報ニーズを満たすように設計されている。

④ 「グローバル・ベースライン」により、投資者は比較することが可能になる。

(3) 本公開草案は、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）が提供するグローバル・ベースラインと広範囲で整合しており、企業の負担及びコストの増加並びに混乱を招いてきた、遵守すべき多数の任意のサステナビリティ報告のフレームワークを統合するための重要な一歩である。この点について、本公開草案を IFRS S1 号及び IFRS S2 号とさらに整合させることにより、資本市場に対してグローバルで比較可能な情報を提供するという共通の目標に貢献すると考えている。ISSB 基準への修正を制限することは、断片化を減らし、取締役会及び投資者にとって比較可能性を促進するだけでなく、複数の報告要求に準拠する必要がある可能性がある企業にとって、報告ニーズを合理化し、容易にする。

（事務局による分析）

17. 本資料第 6 項(1)に記載したとおり、一般基準案第 26 項では、ISSB 基準にはない定めとして、レジリエンスの評価は、原則として、報告期間ごとに実施することを提案している。

18. IFRS S1 号にレジリエンスの評価の頻度に関する要求事項が定められていない理由は必ずしも明らかではないものの、特段の定めがない場合には、サステナビリティ関連財務開示が作成される都度、レジリエンスを評価することになることが考えられたことから、本公開草案では、レジリエンスの評価の頻度に関して、原則として、報告期間ごとに実施することを提案した。

19. 一方、本資料第 16 項に記載したとおり、国際的な企業間比較の観点や、複数の国際的な基準に対応することの実務的な負担を避けるため、SSBJ 基準は、ISSB 基準との間で差異を設けるべきではないとのコメントが寄せられている。

20. 当該意見は、主として利用者からのコメントであり、その理由として、ISSB 基準に基づく開示において提供される情報よりも情報量が少なくなることを懸念している可能性があると考えられる。この点、一般基準案第 26 項において追加することを提案した差異は、適時にレジリエンスの評価を行い、その結果を開示することを求めるものであり、ISSB 基準に基づく開示において提供される情報よりも情報量が少なくなるものではなく、むしろ適時性が向上し開示の質が向上するものであると考えられる。

21. しかしながら、IFRS S1 号にレジリエンスの評価の頻度に関する要求事項がない中、ISSB 基準に基づく開示を作成する国内外の企業が、どのような頻度でレジリエンスの評価を実施するかは必ずしも明らかではない。それにもかかわらず、SSBJ 基準において、報告期間ごとにレジリエンスの評価を実施することを要求する定めを置いた場合、国際的な実務に比べ、過度なコストや労力をかけることを求めることになる可能性がある。

22. また、SSBJ 基準において、IFRS S1 号にない定めを追加した場合、仮に将来において ISSB が IFRS S1 号を改正し、SSBJ 基準とは異なる定めを追加したときは、SSBJ 基準に基づく開示を行うための実務が、国際的な実務と異なるものとなる可能性があると考えられる。そのような場合、SSBJ 基準を改正後の IFRS S1 号にあわせる形で改正することはできるものの、実務を変更するにあたり、多大なコストや労力をかける必要がある可能性があると考えられる。

23. このため、レジリエンスの評価を原則として報告期間ごとに実施しなければならないとする本公開草案の提案については、サステナビリティ開示基準の最終化にあたり、本公開草案から削除することが考えられるがどうか。

24. なお、本資料第 23 項のように、レジリエンスの評価の頻度に関する定めを削除することとした場合、レジリエンスの評価の頻度について参考となる情報が提供されなくなることを懸念する意見が寄せられることが考えられる。このため、補足文書又は解説記事に

おいて、一般基準案第 26 項の記述に基づき、レジリエンスの評価の頻度に関して参考となる情報を提供することが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
一般基準案において追加した、レジリエンスの評価を原則として報告期間ごとに実施しなければならないとする定めに関する分析（本資料第 17 項から第 24 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

（４）レジリエンスの評価の頻度に関して、一定の場合、前報告期間におけるレジリエンスの評価結果に基づき開示を行うことができるとする定めについて

（寄せられたコメント）

25. 本論点に関して、利用者から、次のようなコメントが寄せられた。

(1) 気候レジリエンス評価のための気候関連のシナリオ分析は、SSBJ 基準が参照している気候関連財務開示タスクフォース（TCFD）の提言に基づく開示の中核であると考える。このため、SSBJ が公表する他のテーマ別基準において具体的な定めが存在せず、かつ、レジリエンスの評価結果について、前報告期間における評価結果と大きく相違しないことが見込まれる場合、前報告期間におけるレジリエンスの評価結果に基づき開示を行うことができるという定めに完全には同意しない。気候レジリエンスの評価を報告期間ごとに行うことが必要でない場合もあると理解しているが、気候変動を考慮すると、再評価について期限を設定する必要があると考える。例えば、開示に重大な変化がない場合、5 年ごとに再評価を実施しなければならないとすることが考えられる。

（事務局による分析）

26. 本資料第 6 項(2)に記載したとおり、一般基準案第 26 項ただし書きでは、当委員会が公表する他のテーマ別基準において具体的な定めが存在せず、かつ、レジリエンスの評価結果について、前報告期間における評価結果と大きく相違しないことが見込まれる場合、前報告期間におけるレジリエンスの評価結果に基づき開示を行うことができるとすることを提案している。

27. 一般基準案第 26 項ただし書きにおいて、レジリエンスの評価の頻度に関して、一定の場合、前報告期間におけるレジリエンスの評価結果に基づき開示を行うことができるとす

る定めを追加したのは、次の理由による（一般基準案 BC49 項及び BC50 項）。

(1) レジリエンスの評価の頻度について、IFRS S1 号では、報告期間ごとに実施するかどうかが必ずしも明らかにされていない。一方、IFRS S2 号では、気候レジリエンスの評価は報告期間ごとに実施するとしながらも、適用の困難さを考慮した定めが追加されており（IFRS S2 号 B18 項）、気候基準案 A20 項において同様の取扱いを定めている。

(2) 気候レジリエンス以外のレジリエンスの評価を報告期間ごとに実施することは有用であると考えられるが、これを要求することとした場合には、気候レジリエンスと同様の、又はそれ以上の、適用の困難さを考慮した定めを追加することが必要になると考えられる。

28. これに対して、本資料第 25 項のコメントは、一般基準案第 26 項ただし書きの定めを適用することにより、長期にわたりレジリエンスの再評価を行わない場合も生じ得ることを懸念したものであり、当該定めを追加することに反対する意見であると考えられる。ただし、気候レジリエンスの評価を報告期間ごとに行うことが必要でない場合もあることについては、賛同いただいている。

29. 本資料では、「（３）レジリエンスの評価を原則として報告期間ごとに実施しなければならないとする定めについて」（本資料第 16 項から第 24 項参照）において検討したとおり、レジリエンスの評価を原則として報告期間ごとに実施しなければならないとする本公開草案の提案を削除することを提案している。仮に当該提案にご同意いただける場合、サステナビリティ開示基準の最終化にあたり、一般基準案第 26 項ただし書きについても、あわせて削除することが考えられるがどうか。

30. 本資料第 29 項のように、一般基準案第 26 項ただし書きを削除することとした場合、「レジリエンスの評価結果について、前報告期間における評価結果と大きく相違しないことが見込まれる場合、前報告期間におけるレジリエンスの評価結果に基づき開示を行うことができる」との記述を、本資料第 24 項の補足文書又は解説記事において提供し、実務の参考にしていただくことが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
レジリエンスの評価の頻度に関して、一定の場合、前報告期間におけるレジリエンスの評価結果に基づき開示を行うことができるとする定めに関する分析（本資料第 26 項から第 30 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

（５）気候関連のシナリオ分析の実施方法について

（寄せられたコメント）

気候関連のシナリオ分析に特定のシナリオ又はインプットを用いるべきとのコメント

31. 本論点に関して、利用者から、次のようなコメントが寄せられた。

(1) 企業は、シナリオ分析のための具体的なパラメータに従うべきである。具体的には、以下のように開示要求を特定することが考えられる。

① 「パリ協定」に整合した少なくとも 1 つのシナリオ（2℃以下のシナリオ）及び 1 つの温暖化進行シナリオ（2℃以上のシナリオ）を考慮すべきである。

② 短期（5 年以下）、中期（5 年から 15 年）及び長期（15 年超）という時間軸を考慮すべきである。

③ シナリオ分析の結果を測定するために使用した指標を明瞭に示すべきである。

④ 分析の範囲（例えば、どの物理的資産、ビジネス・ユニット又はサプライ・チェーン・パートナーが範囲に含まれるのか。）を示すべきである。

⑤ 結果が定性的な方法で示される場合には、測定されたリスクの程度（高・中・低）を、それらの分類の定義とともに提供すべきである。

(2) 気候関連のシナリオ分析に、3℃シナリオなどの高温のシナリオを含めるべきである。このアプローチは、山火事、洪水、猛暑等による慢性及び急性の災害を含む、気候関連の物理的リスクによる影響の評価に有用である。

（事務局による分析）

32. 本公開草案において、レジリエンスの評価は、短期的には日常的なリスク管理プロセスを通じて、また、中期的又は長期的には、中長期的な経営計画の策定プロセスを通じて識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会に対し、企業の戦略及びビジネス・モデルの調整が必要かどうかについて評価することであり、企業の日常的な活動の中で行われていることであると説明している（一般基準案 BC47 項）。このように、レジリエンスの評価に関する開示は、経営者が日常的に行っていることを開示することを想定したものであり、開示のためにレジリエンスを評価したり、その前提としてのシナリオ分析を実施したりすることを求めてはいない。

33. このような考え方を基礎として、気候基準案は、気候レジリエンスの評価にあたり、企業の状況に見合ったアプローチを用いて、気候関連のシナリオ分析を用いなければならないとしており（気候基準案第 33 項）、気候関連のシナリオ分析に対して用いるアプローチは、合理的で裏付け可能な情報を考慮することができるようなものとしなければならないとしている（気候基準案第 34 項）。

34. ここで、企業の状況に見合ったアプローチを用いるとしているのは、スキル、能力又は資源が少ない企業にとって、シナリオ分析が過大なコストや労力を生じさせる可能性があるという懸念に対応するためである（気候基準案 BC78 項）。

35. このため、気候基準案では、企業が気候関連のシナリオ分析において用いることを要求される特定のシナリオを定めていない。これは、関連するシナリオは、企業の事実及び状況に依存するためである（気候基準案 BC82 項）。同様の考え方から、気候関連のシナリオ分析に対して用いるインプットについても、気候基準案では特段定めていない。

36. したがって、特定のシナリオ又はインプットを用いるべきとのコメント（本資料第 31 項(1)及び(2)参照）は、気候基準案の趣旨に照らすと、受け入れることは難しいと考えられる。このため、本論点については、サステナビリティ開示基準の最終化にあたり、本公開草案の記載を変更しないことが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
気候関連のシナリオ分析の実施方法に関する分析（本資料第 32 項から第 36 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

（６）気候レジリエンスの評価における気候関連のシナリオ分析の実施について

（寄せられたコメント）

<u>本公開草案における提案に賛成するコメント</u>

37. 本論点に対し、利用者から、次のように、本公開草案における提案に賛成するコメントが寄せられた。

（気候関連のシナリオ分析は報告期間ごとに実施する必要はないとしたことに賛成するコメント）

(1) 気候基準案第 30 項で、「気候関連のシナリオ分析は、最低限、戦略計画サイクルに

沿って更新しなければならないが、報告期間ごとに実施する必要はない。」とした点は、小規模上場企業など、人的資源に制約のある企業に対しての負担軽減となる。

（気候関連のシナリオ分析を実施することに賛成するコメント）

(2) 気候シナリオ分析は、将来の気候変動が企業のビジネス・モデル、バリュー・チェーン及びレジリエンスにどのようなインパクトを与える可能性があるかを検討するための重要なツールである。TCFD の「非金融会社のためのシナリオ分析に関するガイダンス（2020 年）」では、透明性、結果の比較可能性、手法の一貫性及び適切な文書化といった主要な原則の重要性を認識しつつ、開示企業がシナリオ分析の運用をどのように開始できるかについて段階的な指針を強調しているが、我々はこれを支持している。さまざまなシナリオ及び時間軸における気候関連の物理的リスクを探究することは、異なるシナリオ及び時間軸、特に 2050 年以降の長期的な影響について、潜在的な結果の相違を認識するために不可欠である。開示の目的上、2030 年以降及び 2050 年以降の時間軸を考慮することに加えて、i)企業の事業、サプライ・チェーン、及びインフラへの短期及び長期の影響、ii)気候緩和及び適応戦略の適切性、及び iii)適応のための費用の見積りや将来の収益及び費用への影響を含む、これらのリスクの財務的予測を理解することも有用である。

<u>本公開草案における提案に反対するコメント</u>

38. 一方、本論点に対し、利用者から、次のように、本公開草案における提案に反対するコメントが寄せられている。

（気候関連のシナリオ分析の前提について、一定規模以上の企業に対し、報告期間ごとに確認することを求めるべきとのコメント）

(1) 気候関連のシナリオ分析を報告期間ごとに実施する必要はないとした点は賛成するが、一定規模以上の大企業については、過去に実施した気候関連のシナリオ分析の前提等についてレビューすることを義務化してもよいと考える。

（事務局による分析）

39. 気候基準案では、気候関連のシナリオ分析に基づき、気候レジリエンスを評価しなければならないとしたうえで、気候関連のシナリオ分析は、報告期間ごとに実施する必要はなく、最低限、戦略計画サイクルに沿って更新しなければならないとしている（気候基準案第 30 項）。

40. 一方、本資料第 38 項(1)のコメントは、気候関連のシナリオ分析にあたって前提としたシナリオやインプットが、シナリオ分析を実施した時点から大きく変化することにより、気候レジリエンスの評価結果も異なるものになる可能性があることを踏まえたものと考えられる。

41. この点、気候基準案は、気候関連のシナリオ分析については報告期間ごとに実施することを求めていないものの、企業を取り巻く事実又は状況が変化した場合、当初予定していた戦略計画サイクルよりも早く気候関連のシナリオ分析を実施することもあると考えられる。本公開草案において、レジリエンスの評価に関する開示は、経営者が日常的に行っていることを開示することを想定したものであり、開示のためにレジリエンスを評価したり、その前提としてのシナリオ分析を実施したりすることを求めてはいない（本資料第 32 項参照）ことを踏まえると、気候関連のシナリオ分析についても、経営者の考える頻度に沿って行うものであると考えられる。

42. また、気候レジリエンスの評価については、気候の不確実性が企業のビジネス・モデル及び戦略に与える影響に関して、更新された洞察を反映するため、報告期間ごとに実施することを求めている（気候基準案第 30 項及び A18 項から A20 項）。このため、気候基準案の定めを変更しなくとも、本資料第 40 項に記載した懸念には対処することができると考えられる。

43. 以上の検討を踏まえると、本論点については、サステナビリティ開示基準の最終化にあたり、本公開草案の記載を変更しないことが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
気候レジリエンスの評価における気候関連のシナリオ分析の実施に関する分析（本資料第 39 項から第 43 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

（７）一般基準案第 23 項(1)及び第 24 項について

（寄せられたコメント）

44. 本論点に関して、その他の利害関係者（個人）から、次のようなコメントが寄せられた。

(1) 一般基準案第 24 項(1)において「サステナビリティ関連のリスクに関連する、報告期間の末日における戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスに関する定性的評価」の開示を要求しているが、具体的な開示内容を明確化すべきである。

例えば、「サステナビリティ関連のリスクの性質、影響の発生可能性及び規模の評価」（一般基準案第 30 項(1)③）を踏まえ、「企業の戦略及び意思決定において、サステナビリティ関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか、また、今後対応する計画であるか」（一般基準案第 23 項(1)）を決定し、サステナビリティ関連のリスクごとに、リスクの大きさに関する評価と対応策を開示した場合、一般基準案第 23 項(1)のみならず、一般基準案第 24 項(1)の要求事項を満たすと理解してよいのか。

（事務局による分析）

45. 一般基準案第 23 項(1)は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響として、識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対しどのように対応してきたか、また、今後どのように対応する計画であるかについて開示することを求めている。

46. 一方、一般基準案第 24 項は、レジリエンス、すなわち、サステナビリティ関連のリスクから生じる不確実性に対応する企業の能力を評価した結果を開示することを求めており、サステナビリティ関連のリスクから生じる不確実性に対して、（例えば、戦略及びビジネス・モデルの調整が必要と判断した場合のように）企業の戦略及びビジネス・モデルの評価に影響がある場合に、その影響を開示することを求めている。

47. したがって、一般基準案第 23 項(1)及び第 24 項は異なる定めであり、一般基準案においてその違いは明らかであると考えられる。このため、本論点については、サステナビリティ開示基準の最終化にあたり、本公開草案の記載を変更しないことが考えられる。

48. ただし、一般基準案の結論の背景の表現では、本資料第 45 項及び第 46 項に記載した事項が明確ではない可能性があるため、確定基準の文案を検討する段階で、結論の背景の表現の見直しを検討することが考えられる。

ディスカッション・ポイント
一般基準案第 23 項(1)及び第 24 項に関する分析（本資料第 45 項から第 48 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

（８）気候基準案第 28 項(1)及び第 39 項(1)について

（寄せられたコメント）

49. 本論点に関して、その他の利害関係者（個人）から、次のようなコメントが寄せられた。

(1) 気候基準案第 28 項と気候基準案第 39 項の相違が分かりづらく、明確化が望まれる。

例えば、我が国の開示実務では、気候関連のシナリオ分析を用いて「主要なリスク及び機会の抽出」「各リスク・機会の事業への影響の評価」「対応策の検討／実施」について、一覧表の形式で開示する事例が見受けられる（「記述情報の開示の好事例集 2023」（金融庁 2024 年 3 月 8 日 P2-33））。この場合の「各リスク・機会の事業への影響の評価」の開示は、気候基準案第 39 項(1)第 1 文に該当する理解でよいか。

また、「産業別ガイダンス」の開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮した結果の内容が、気候関連のシナリオ分析で識別された気候関連のリスク及び機会に含まれると理解しているが、上記の「対応策の検討／実施」の開示は、気候基準案第 28 項に該当するのか。それとも、複数のシナリオにおける関連する不確実への影響に対し、「どのように対応する計画であるか」を説明することで、不確実性に耐え得る能力に関する情報提供をしているので、気候基準案第 39 項(1)第 2 文に該当するのか。あるいは、その両方に該当するのか。気候基準案第 28 項及び第 39 項(1)第 2 文の相違について、具体的な例示があればご教示いただきたい。

（事務局による分析）

50. 気候基準案第 28 項(1)は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響として、識別した気候関連のリスク及び機会に対しどのように対応してきたか、また、今後どのように対応する計画であるかについて開示することを求めている。

51. 一方、気候基準案第 39 項(1)は、気候レジリエンス、すなわち、気候関連の変化、進展又は不確実性に対応する企業の能力（気候基準案第 5 項(2)）を評価した結果を開示することを求めており、気候関連のシナリオ分析の結果を踏まえ、（例えば、戦略及びビジネス・モデルの調整が必要と判断した場合のように）企業の戦略及びビジネス・モデルの評価に影響がある場合に、その影響を開示することを求めている。

52. したがって、気候基準案第 28 項(1)及び第 39 項(1)は異なる定めであり、気候基準案においてその違いは明らかであると考えられる。このため、本論点については、サステナビリティ開示基準の最終化にあたり、本公開草案の記載を変更しないことが考えられる。

53. ただし、気候基準案の結論の背景の表現では、本資料第 50 項及び第 51 項に記載した事項が明確ではない可能性があるため、確定基準の文案を検討する段階で、結論の背景の表現の見直しを検討することが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
気候基準案第 28 項(1)及び第 39 項(1)に関する分析（本資料第 50 項から第 53 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

（９）気候基準案第 17 項、第 31 項、第 33 項及び第 41 項について

（寄せられたコメント）

54. 本論点に関して、その他の利害関係者（個人）から、次のようなコメントが寄せられた。

(1) 気候基準案第 17 項で、気候関連のリスク及び機会を識別するにあたり「産業別ガイダンス」に定義されている開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならないとしているのは、適用基準案 BC68 項にあるとおり、比較可能性を担保するためと理解している。しかしながら、気候基準案第 41 項(1)②及び(2)で、リスク管理に関する開示として、気候関連のリスク及び機会を識別するために気候関連のシナリオ分析を用いているかどうかの開示が要求されている。

また、気候基準案第 33 項に「気候レジリエンスの評価にあたり、企業の状況に見合ったアプローチを用いて、気候関連のシナリオ分析を用いなければならない」とある一方、気候基準案第 31 項には「気候レジリエンスに関して、識別した気候関連のリスク及び機会を考慮」したうえで「報告期間の末日における気候レジリエンスの評価」を開示しなければならないとある。

各要求事項の関係を明確化し、業務プロセスと開示要求事項のつながりなどを分かりやすくご教示いただきたい。

（事務局による分析）

55. 気候基準案第 31 項は、気候レジリエンスに関して開示すべき事項を定めている。一方、気候基準案第 33 項は、気候レジリエンスの評価にあたり、気候関連のシナリオ分析を用いなければならないことを定めている。

56. 気候関連のシナリオ分析は、気候レジリエンスの評価の文脈においてのみ、使用することが要求されているものであるが、気候基準案が要求している他のさまざまな開示にも使用することができる。このような開示には、気候関連のリスク及び機会の識別が含まれる（気候基準案 BC87 項）。

57. 気候基準案第 17 項は、気候関連のリスク及び機会を識別するにあたり、気候関連のシナリオ分析を用いることは求めていないが、気候関連のシナリオ分析を用いることはできる。すなわち、気候基準案第 17 項に従い、気候関連のリスク及び機会を識別するにあたり「産業別ガイダンス」に定義されている開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮する場合、気候関連のシナリオ分析を用いることもあれば、用いないこともあると考えられる。また、その利用方法も、さまざまであると考えられる。

58. 仮に気候関連のシナリオ分析を用いて気候関連のリスク及び機会を識別した場合には、気候基準案第 41 項(1)②ア及び(2)①に従い、気候関連のシナリオ分析の利用方法に関する情報を開示することになる。

59. 以上を踏まえると、気候基準案第 17 項、第 31 項、第 33 項及び第 41 項はそれぞれ異なる定めであり、気候基準案においてそれらの違いは明らかであると考えられる。このため、本論点については、サステナビリティ開示基準の最終化にあたり、本公開草案の記載を変更しないことが考えられる。

60. ただし、気候基準案の結論の背景の表現では、本資料第 55 項から第 58 項に記載した事項が明確ではない可能性があるため、確定基準の文案を検討する段階で、結論の背景の表現の見直しを検討することが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
気候基準案第 17 項、第 31 項、第 33 項及び第 41 項に関する分析（本資料第 55 項から第 60 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

（10）追加のガイダンスについて

（寄せられたコメント）

<u>追加のガイダンスを望むコメント</u>

61. 本論点について、作成者から、次のようなコメントが寄せられた。

(1) 一般基準案第 24 項及び第 28 項において、レジリエンスに関する定性的評価や定量的評価などが求められるが、レジリエンスという概念は曖昧であり、また、評価手法が十分に確立していないと考えられる。原則主義を堅持しつつ一定の目安も提供すべきはないか。

ISSB が追加のガイダンスを公表するよう当委員会が働きかけることを望むコメント

62. 一方、本論点に対し、主として保証業務実施者から、次のようなコメントが寄せられた。

(1) ISSB 基準の定めを取り入れている項目に関しては、SSBJ 独自でガイダンスを作成するよりも、ISSB との解釈の相違が生じないように、ISSB に教育的資料等の公表を積極的に働きかけることを期待する。

（事務局による分析）

63. 本資料第 61 項に記載のとおり、本論点については、レジリエンスの概念やその評価手法に関してのガイダンスを望むコメントが見られる。

64. 一方で、本資料第 62 項に記載のとおり、ISSB 基準の要求事項を取り入れたものについては、国際的な整合性を損なうことのないよう、当委員会においてガイダンスを公表するのではなく、ISSB に対して公表を働きかけるべきとのコメントが見られる。

65. レジリエンスの概念やその評価手法に関するガイダンスについては、今後、ISSB が公表する可能性があり、その場合には、当委員会としても対応することを検討することが考えられる。また、ISSB に対し、追加的なガイダンスの公表を働きかけることは継続して行うものの、SSBJ 基準の確定までに ISSB からガイダンスが公表されるかどうかは定かではない。

66. 当委員会が独自に公表する SSBJ 基準以外の文書等については、さまざまな方法を採り得ると考えられることから、優先順位等を含め、別途検討することとする。

ディスカッション・ポイント
追加のガイダンスに関する分析（本資料第 63 項から第 66 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

Ⅴ．事務局による提案

67. 以上の検討を踏まえ、レジリエンス及び気候レジリエンスに関して、関連する ISSB 基準の要求事項をすべて取り入れるという、本公開草案の提案（本資料第 5 項参照）を変更しないことが考えられるがどうか。**（本公開草案から変更なし）**

68. 一方、本公開草案において提案していた、レジリエンスの評価の頻度に関する定め（本資料第 6 項参照）については、本公開草案から削除することが考えられるがどうか。**（本公開草案から変更あり）**

69. 第 68 項の代わりに、補足文書又は解説記事において、一般基準案第 26 項及び同ただし書きの記述に基づき、レジリエンスの評価の頻度に関して参考となる情報を提供することが考えられるがどうか。

70. また、本公開草案の表現では趣旨が明確ではない可能性がある次の項目については、確定基準の文案を検討する段階で、結論の背景の表現の見直しを検討することが考えられるがどうか。**（本公開草案から変更あり）**

    (1) 一般基準におけるレジリエンスの評価の対象（本資料第 14 項参照）

    (2) サステナビリティ関連のリスク及び機会が戦略及び意思決定に与える影響の開示とレジリエンスの評価結果の開示との関係（本資料第 45 項及び第 46 項参照）

    (3) 気候関連のリスク及び機会が戦略及び意思決定に与える影響の開示と気候レジリエンスの評価結果の開示との関係（本資料第 50 項及び第 51 項参照）

    (4) 気候関連のシナリオ分析に関連する定めの間の関係（本資料第 55 項から第 58 項参照）

ディスカッション・ポイント
レジリエンスの評価に関する事務局の提案（本資料第 67 項から第 70 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以　上